

II-4 子どもの躾

「躾」とは、礼儀作法を身につけさせること、又は、そうして身についた礼儀作法そのものをさす。英語では”training”であり、躾の根幹をなす原則を”discipline”という。ここで言う躾の内容は、単なる礼儀作法よりもやや広く、食事・睡眠・排泄・着衣・清潔・言葉づかい・服装などの基本的生活習慣におけるルールの遵守であり、また、自主性・根気・生きる力・自己教育力・礼儀・協調性・公共心などの個人的・社会的生活習慣の形成などである。親が子どもに対して日頃からどのような躾をすれば、子どもは心身共に健康で、生きる力、自己教育力のある人間に育って行くかについては、日本学術会議としてもこれまでにいくつかのシンポジウムなどを通じて、研究的な立場から話題を提供し、研究成果を報告してきた。さらに、一般市民の立場からの率直な意見も聞かせて頂いてきた。青少年の躾は、我が国固有の問題ではなく、中国・韓国などアジアはもとより、全世界的な問題でもあることが改めて認識されている。このようなシンポジウムにおいて行われた、重要な議論や討論の中から、特に、重要な意見、あるいは、問題提起などを以下にまとめる。

(1) 子どもの躾の担い手 ー最終責任を持つのは誰かー

子どもが3歳児になるまで、母親は子育てに専念するべきだといふいわゆる「3才児神話」がある。このことは、多くの親は何となく経験的に感じてきたことであろうが、現実の社会の動向を反映して、これを正面から否定する考え方がある。しかしながら、この否定論は、3歳児までの教育が極めて重要であるという命題そのものを否定するものではない。3歳児までの教育の重要性は、精神分析における無意識界の形成においても指摘されているところであり、また、最近では脳科学での研究から脳の可塑性、あるいはそれにつながる臨界期の存在などからも支持されているところである。本来子どもは、親や他者を見て育つ。家庭では両親や目上である兄姉、学校では教師や友人などがそれに相当するであろう。とすれば、躾などの人間として社会における基本的な行動規範を身につけさせるために、最も大きな役割を演じるのは、まずは両親であり、学校の先生などの大人であることを強く認識する必要があろう。

三世代が一緒に暮らす家庭においては、家庭教育における直接的な担い手は親であったとしても、行動規範のモデルとなる祖父や祖母の存在は大きいと考えられる。このような家庭教育の上に、人間力(生きる力)の強化を目指す学校教育と社会教育があって、この三者の交流と連携がなされるならば、単なる躾にとどまらない、子どもの教育のるべき姿が見えてくるだろう。しかし、現実には、家庭そのものが核家族化してゆく中で、三世代同居の利点が失われてきてていると言える。

教育・保育の原則は個性の尊重である。つまり、子ども各個人の能力・才能を見いだし、是認し、褒めることを通して教育、保育することが原則である。褒められることで、子どもは努力し我慢することのできる「キレイない」子どもに成長できる。このことを可能に

するには、教師の目に児童一人一人の顔が映っていなければならない。ニューヨーク在住のノーベル賞受賞者利根川進氏は、「アメリカでは子どもが学校生活を楽しんでいる。その理由は、アメリカの学校が子どもの個性、特性に応じた指導を少人数クラスで行っているためであろう」という趣旨の発言をしているが、傾聴に値する。例えば、幼稚園15人、小学校25人、中学校は20人学級とする。こうすることにより、一人ひとりの子どもの個性を生かし、心の教育をするゆとりを与える。1クラス40人学級では、教育に責任がもてなくなり、教育ではなく管理になってしまふ危険性がある。つまり、学校における躾を含む教育は、教師の目が届く範囲で行なうべきという提案があり、それには十分な理由があると考えられる。さらに、児童個人への目配りの質を上げる意味では、学校におけるカウンセラーの充実は必須であろう。

(2) 肢に費やす時間 一休日の使い方

学校教育、特に、義務教育における現実的な問題の一つとして、学校での教育時間の減少がある。例えば、週5日制の完全実施に伴って毎週土曜日と日曜日の連休になるが、その時間の利用の仕方次第では、児童の教育に及ぼす影響は大きい。

(3) 肢の手法 一条件反射の利用

可愛い子には旅をさせよ、の精神につながる「厳しさを教える父性原理」と、母の抱擁の暖かさや他人へのこころ遣いにつながる「優しさを教える母性原理」の両者を左右の手綱として、一見合い反するこれら二つを上手に捌くことが、最も重要な点であろう。現実には、躾と「体罰」の境を明確に付けることができるか？子どもの身体に全く触れることなく対話のみでどこまで躾は成り立つか？善悪さえ分からぬ聞き分けのない幼少時の躾の強化のために使える手段には、何があるのか？など現実問題としては大きな課題がある。動物における条件反射の成立には褒賞がプラスに、罰がネガティブに作用する、強化と消去の原則がある。ヒトにおいてもこの原則は、変らずに厳然として当てはまる。善惡の区別、礼儀作法などのうちで、理屈ぬきで身につけさせるべきものがあれば、それについては、この原則は大いに利用すべきことであろう。

(4) 肢の内容 一躾の精神的なバックボーン

家庭か学校を問わず、戦前にあった日本の良い躾の幾つかが、戦後には消滅しているという見方がある。例えば、家族相互の「おはよう」「おやすみ」の挨拶から始まり、目上の者に対する言葉遣い、規律を当然のこととして守る習慣、悪いことをしまった時に、自ら潔く名乗り出て詫びる勇気、など武士道や儒教に通じる精神的なバックボーンに相当するものなどがこれに当たる。これは単なる躾の域を超えた、やや高度な行動規範ともいいくべきものであろう。ただし、この点については、単なる個人的経験に基づくノスタルジアの域を脱しない場合もある。一方で、内容の吟味なしに単に復古調として、切り捨てられる場合もあり、現代社会においては、微妙で注意を要する問題

と言えよう。さらに、実際の若者を見ても賛否両論があり、例えば、大災害に際して全国から馳せ参じるボランティアの若者の多さに感動し、精神的な観点からも日本はまだまだ捨てたものではないと言うやや軽い議論もあれば、一方では、倫理・道徳教育など戦前の教育システムを復活させるべきと言うやや安易な議論がなされている。問題は、これらの簡単な議論だけを頼りにして実際に事が進んで行くことにある。ここに例として提示した広い意味での躾については、その内容について、冷静な学問的検証を要するところである。

(5) 乳幼児における躾の内容と躾の効果

教育は、知・徳・体、知・情・意のバランスのとれた指導によって、「生きる力」、「自己教育力」のある人格が形成されると考えられる。その人格の基盤は、乳幼児に形成されるといわれている。「三つ子の魂百まで」、「鉄は熱いうちに打て」といった諺は、乳幼児において望ましい人格の基礎を育成することの重要性を示唆している。世の中を震撼させた神戸市須磨区の中学生15歳の男子生徒による児童殺傷大事件に対して、当時の文部大臣は、「心の教育は、乳幼児から」の声明を発し、中央教育審議会にその検討を命じていた。乳幼児は、親の姿を目にし、姿をモデルとして、人間としての自己を形成していく。従って、人間教育の基盤形成には、乳幼児期に親が手塩にかけて養育することが、教育の重要な柱であるといつても過言ではない。

乳幼児につけたい躾の内容として、次のようなものが指摘されている。

① 0～3歳につけたい躾の内容

早寝早起き、偏食のない食事、排便の自立、着脱の自立、清潔などの基本的生活習慣の形成、などである。

② 4～6歳につけたい躾の内容

自立性・根気強さ・社会性・公共心、善悪の判断などの個人的・社会的生活習慣を具体的な場面を通じての形成である。

これらの生活習慣を乳幼児期に身につけた子どもは、小学校において、知能水準よりも学力水準の方が優位になるいわゆる over-achiever(オーバー・アチーバー)になるものが多く、それに反して、このような躾を身につけていない子どもは、知能水準よりも学力水準が劣位になる under-achiever(アンダー・アチーバー)になるものが多いことが、大阪教育大学心理学教室での研究によって明らかにされている。

(6) 良好な家庭環境における躾が知能発達に及ぼす影響

知能の発達にとって、最も重要な環境的要因は「三つ子の魂百まで」を形成する過程の条件(躾)である。ニューマン(Newman,H.H)らは、19対の一卵性双生児を対象として、対の一方を生後2週間から6歳までの間に、文化的・社会的・経済的水準の良い家庭に養子に出し、元々の家に残ったもう一方の子どもと比較研究した。その研究によると、恵まれた環境の家庭に養子に入った子どもの方が知能は向上したという。

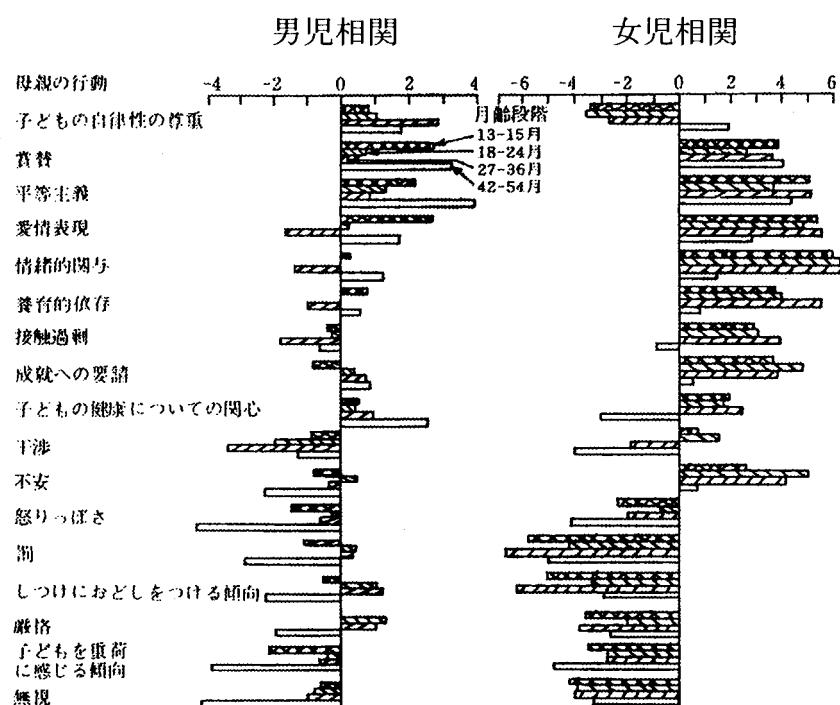


図 II-1 子ども(5歳未満の各年齢)の知能と母親の行動との関係 [田中敏隆ら]

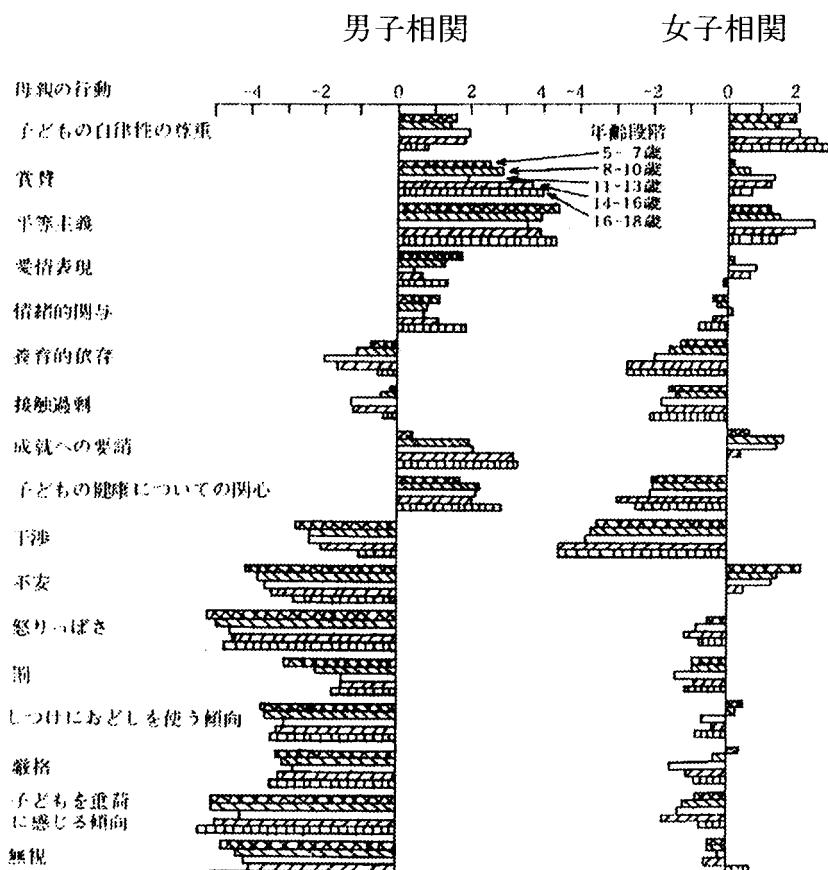


図 II-2 子ども(5歳以上の各年齢)の知能と母親の行動との関係 [田中敏隆ら]

例えば、35歳の一対の姉妹では、養子に出た子どもの知能指数116で、実家の山村で育ったもう一人の知能指数は92であり、24の差が出たという。これはよい家庭条件で生活した子どもは、知能指数は上昇し、そうでない家庭条件で生活した子どもは、知能指数は低下してきたものと解釈されている。一般的に、文化的、社会的、経済的環境の良い家庭は、親の養育態度が良好で、家庭の様が子どもの知能の発達に良い効果を及ぼしているとされ、また、家庭での様が十分であると、子どもに自主性、積極性、根気強さが育成され、かかる性格、態度が子どもに自己の持つ能力を十分に発揮させることにもなるとされている。

ベイレイ(Bayley,N)らは、母親の子供への態度・働きかけ・行動と種々な年齢段階での知能との相関を前ページの図1と図2のように示している。これによると、母親の養育態度のうちで、子どもの知能の発達にとって望ましいものは、乳児から青年期までの男女を通して、「子どもの自立性の尊重」、「称賛」、「平等主義」などである。細かく見ると、乳幼児期の女児にとって望ましいことは、「愛情表現」、「情緒的関与」、「養育的依存」、「成就への要請」などであり、児童期と青年期の男子にとって望ましいことは、「成就への要望」と「子どもの健康についての関心」などであるという。一方、望ましくない母親の行動としては、「干渉」、「不安」、「怒りっぽい」、「様におどしをつかう傾向」、「厳格」、「子どもを重荷に感じる傾向」、「無視」などであるという。

★参考文献

- ・田中敏隆・田中英高:知能と知的機能の発達、田研出版、1988
- ・行吉哉女・田中敏隆(編):心理学者が語る心の教育、実務出版、1999
- ・田中敏隆:知と心の家庭教育、中央法規出版、2000
- ・日本学術会議主催公開講演会:「青少年の様」 第一部「研究者の立場から」
ふれあい 216、2002
- ・日本学術会議主催公開講演会:「青少年の様」 第二部「実践家の立場から」
ふれあい 217、2002
- ・日本学術会議心理学研究連絡委員会主催公開講演会:「大人社会の子に対する責任」 ふれあい 225、2003

II-5 児童虐待と非行

児童虐待の問題は、被害を訴え得ない子どもが被害者であることから、まずその顕在化することの困難さ、また救済にあたっての種々の困難さが指摘されている。児童虐待は何時の時代でも存在したと思われるが、アメリカではケンプ博士が Battered Child Syndrome の概念を発表して[1]以来、1960年代から深刻な社会問題として国家的対応が図られている。その様な対応策にもかかわらず、アメリカにおいて、不適切な扱いがなされているとして通報された子どもの数は、1980年から1993年の間に110万

人から 230 万人に増加した。他の西欧諸国においても、オランダで資格ある医師に報告される児童虐待数が、1983 年から 1993 年の間に 3,179 件から 13,220 件に増加したし、ベルギーでも 1986 年から 1992 年の間に報告数が 70%、カナダのケベック州では、1982 年から 1989 年の間に 100% 増加している[2]。

日本においては、その事例は、日常的に報告されていたのにかかわらず社会的注目を浴び、虐待防止センター等のボランティア組織が、全国的に救済のための活動を始める等、社会的取り組みが拡大されてきたのは 1990 年代になってからである。未だ顕在化の手段が不充分なため、虐待件数が増加しているのかについては即断できない。ただし、児童相談所に持ち込まれる虐待の相談件数は、1990 年の 1,101 件から 2002 年の 23,857 件へと、20 倍以上の増加を示している[3]。

児童虐待の病理としてこれまで指摘してきたものとして、①人間らしく扱われなかったことが、社会全体への敵対心を育て、犯罪・非行者を生む、②身体的発達の遅れや制止（愛情欠乏性小人症等）等の後遺症や PTSD（心的外傷が、自信喪失等、以後の社会生活に対する様々な適応障害を生ぜしめる）③世代間伝承作用と呼ばれるように、被虐待児が虐待者に転じるおそれがある、等があげられる。

（1） 非行・犯罪との関連

非行・犯罪の原因として、早期の親子関係の歪みが大きな関連を持つことは、多くの文献によって指摘されている。わが国における最初の児童虐待防止についての立法である「児童虐待防止法」は、14 歳未満の児童を保護すべき責任のある者が、児童を虐待したりその監護を怠ったりして、その結果その児童が刑罰法令に触れ又は触れる虞れがある場合には、地方長官は、その保護責任者に訓戒処分、条件付き監護の命令をなし、また、児童を収容保護すべきことを定めていたように、非行防止のために、その原因である児童虐待の防止を行う必要が、強く認識されていたことが伺える。

小林寿一氏は、児童虐待と犯罪・非行との関連についての最も厳密な調査研究と評価される、ニューヨーク州立大学のワイダム教授の「対照群付きのコーホート研究」の結果を紹介している。それは、908 名の被虐待群と 667 名の比較対照群の追跡調査を行ったもので、成人前に非行を行って逮捕される割合が 26% 対 17%、成人後に犯罪を行って逮捕される割合が 29% 対 21%、暴力犯罪を行って逮捕される割合が 11% 対 8% であったとしている。いずれも、被虐待群の方が有意に高いとする[4]。

これは、そんなに差がないように思われるが、若いうちに極端な残虐性を示す犯罪を行ったケースでは、多くに被虐待歴が認められるようである。表 II-1 に示すのは、アメリカの 1980 年代前半において、死刑判決を受けた女性のケースの一覧表である[5]。12 例のうち半分には明らかな被虐待歴、特に、性的虐待を受けたケースが見られる。20 歳以下の殺人犯は、すべて被虐待歴をもつのが、注目される。③のケースは、犯人から警察に犯行の通報があったケースで、車で州間を渡り歩きつつ、女性の略取誘拐・強姦殺人・死体遺棄を繰り返すおそれがあり、警察では、性的虐待を受けた経

表 II-1 1980 年代前半にアメリカで死刑判決を受けた女性ケース一覧

①	J. B.	18 才	Georgia	1980.9
	町で知り合った Hotel 宿泊中の少女を訪ね夫に強姦させナイフで刺殺。アルコール中毒の未婚の母から生まれてすぐ捨てられた。里親もアル中。早期の性的虐待。醜い子だった。就学時、捨ててある衣類から体に合うのを捜して着せられる。14 才で 20 才の沖仲仕に身をまかせる。15 才で結婚。娘が生まれる。			
②	R. G.	黒人	Ohio	1983.4
	5000 ドルの保険をかけ、小さい自分の男児 2 人を焼殺。母親が男性を殺害するのを目撃。祖母に育てられる。10 代で妊娠、女児誕生。後に、同棲中の boy friend の間に男児 2 人。boy friend に捨てられた後、男児 2 人を虐殺。			
③	J. A. N.	18 才	Georgia	1982.9
	少女に声をかけ車に乗せ夫に強姦させ、種々の暴行を繰り返した後に殺人、死体遺棄。13 才の少女、若い女性が被害者、他にも 10 人以上の被害者がいるという話。父の死後母の boy friend から度重なる sexual abuse。逃走のため 15 才の時に 27 才の A と結婚。少年院で双子を産む。			
④	R. F.	51 才	Nevada	1980
	リンカーンコンチネンタルを群衆の中に突っ込む。6 人死亡。1973 年に 11 才の娘を福祉関係者に奪われたと妄想、復讐のため。4 度の結婚。1 人の娘を連れて放浪。3 度の拘禁中娘は養護施設に預けられる。			
⑤	S. F. Y.	26 才	Ohio	1984.6
	レズビアン。バーのオーナーから罵られたのを恨み、そこから盗んだピストルを持ち待ち構え、強盗の末射殺。義父から性的虐待。大女。アルコール依存。			
⑥	K. W.	20 才	Idaho	1983.9
	Don(27 才)とともに義理の伯父を殺害。12 才の時に継父による sexual abuse。13 才で家出。18 才まで養護施設で育つ。2 回の妊娠。			
⑦	V. B.	1932 生	North Carolina	1984 年執行
	1969 年第一の夫（アル中）が Bed で焼死。殺害の疑い。1971 年第二の夫を砒素で毒殺。1974 年 64 才の母親を砒素で毒殺。1977 年家政婦として雇われた雇い主の 85 才の女性を砒素で毒殺。同様に 80 才の老人を毒殺。再婚しようとしていた男性を毒殺。1977 年新しい死刑法制定。1978 年死刑判決、1984 年執行。8 人兄弟の 2 人目。虐待された子供時代。13 才の時に父親に rape される。17 才の時に第一の夫と駆け落ち。薬物中毒。			
⑧	A. M. C.	17 才	Mississippi	1982.6
	別れた 28 才の boy friend をナイフでめった刺しにして殺害。母はストリップダンサー。9 才の時に父親に rape される。母離婚後、13 才の時に継父に rape される。14 才で結婚。8 ヶ月後離婚。2 年間に 9 人の男性。			
⑨	P. A. T. J.	31 才	Alabama	
	17 才の時に boy friend をナイフで刺殺。4 年服役。1981.2 アルコールの販売を断られ店主を刺殺。極貧の黒人の家庭で育つ。第 1 子。6 才の時に父親が喧嘩で刺殺される。8 年生の時に妊娠、退学。			
⑩	A. L. S.	19 才	Maryland	
	35 才の夫の義妹の娘を略取誘拐、強姦殺人。5 人兄弟の末っ子（要らない子）。父無視。母が身体的虐待。兄弟が暴行、無抵抗だった。大きくて醜い。13 才の時から飲酒、家出を繰り返す。14 才の時性交。15 才の時からマリファナ。18 才で結婚。相手は 2 回の離婚歴がありアルコール依存症の 34 才の男			
⑪	L. N. S.	43 才	Oklahoma	1982.7.
	息子の前の Girlfriend を車に乗せ、警察に密告したとして略取、前夫の家に連れ込み、ナイフとピストルで惨殺。大酒飲み、薬物依存、有名な暴れ者。			
⑫	A. F. H. J.	28 才	Florida	1983.5.
	車のトラブルで逮捕され警官を射殺。タクシー運転手を銃で撃つ。未遂。3 年前から夫と不和、2 人の子持ち、財政的破綻、アルコール依存。小切手不正使用で 8 回有罪、45 日 jail 拘禁。			

験のある矯正施設収容歴のある女性と目星をつけて、犯人の洗い出しを行ったとされる。①と⑩のケースでは、若い美しい女性に対する異様なまでの激しい攻撃性が認められた。法務総合研究所による、少年院在院者の被虐待歴についての調査では、家族から身体的暴力を受けた経験のある者は、64.9%におよび、重度の身体的暴力を頻繁に受けていた者が、48.3%も存在することが、明らかとなつた。女子は、性的暴力を受けていた者が 15.3%も存在する[6]。

1) PTSD

心的外傷後ストレス障害と訳されているが、被虐待者が苛酷な環境に適応するために情動麻痺と呼ばれる、感情的無反応状態に陥ったり、逆に多動性等の問題行動を頻発したりする、その適応障害状態を総称する。人間関係の障害をもたらすをえず、このまま成人以後の人生を歩む人々を、「被虐待アダルトチルドレン」と呼ぶ。彼等はアルコールや薬物乱用を伴いやさしいとされる。虐待を含む多くの問題行動への発展が予想されるため、早期の介入治療が必要と考えられる[7]。

2) 虐待者の被虐待歴

1994 年に行われた国際シンポジウム「児童虐待への挑戦」においても、家庭内暴力が次世代の暴力傾向を生むとして、虐待予防に向けての真摯な対応の必要性が強調された。西沢哲氏は、諸外国の調査を概観し、世代を越えて虐待が伝達される割合は、30%前後であるという結論を伝えている[8]。

女性犯罪研究会が行った児童相談所の扱った児童虐待事例 419 例および虐待防止センターで扱った児童虐待事例 42 例の調査(1994 年実施)において、虐待者の被虐待歴の有無・内容をたずねているが、児相事例においては、不明が 60%を占めるものの、それを除くと 39.6%が被虐待歴をもつ。特に、身体的虐待に加えてそれ以外の虐待も行っているものの 60%近くが被虐待歴をもつ。また、虐待防止センターで扱った児童虐待事例は、多くは虐待者本人が通報してきたケースであるが、半数は不明であるとしても、それを除くと、95.2%の者が過去に虐待を受けたと答えている[9]。

また、虐待行為の定義も、親の懲戒権との関係で困難な問題を提示するが、同じく女性犯罪研究会が行った3歳以下の子どもをもつ母親に対して行った子育てに関するアンケート調査においては、子育てにおいて、虐待にあたると思われる次のような行為、すなわち「お尻をたたく」、「手をたたく・ぶつ」、「頭をたたく・なぐる」、「顔を平手打ちにする」、「ひどくつねる」、「物を使ってたたく」、「物を投げつける」、「髪を切る」といった暴力的な行為、「泣いても放っておく」、「食事を与えない」、「風呂へ入れたり下着を替えたりしない」、「子どもを家においていたまま出かける」、「裸のままにしておく」、「自動車内等に放置する」といった遺棄的行為、「押し入れ等に入れる」、「家の外(ベランダ)に出す」といったその他の虐待にあたると思われる行為のどれかを「よくある」または「時々ある」と答えた者 270 名と、これらの行為をしたことが「よくある」または「時々ある」と答えた項目が全くない者 293 名を比較している。前者においては、「親から可愛がられて育つた」と答えた者が 73.2%なのに対し、後者には、81.6%存在する。逆に、